

岬町広告事業事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、岬町広告事業要綱(平成21年4月1日施行。以下「広告要綱」という。)及び岬町広告掲載基準(平成21年4月1日施行。以下「掲載基準」という。)に基づく広告事業の実施について一般的事項を定めるものとする。

(広告募集要項の作成)

第2 実施部局長等は、広告事業を実施しようとするときは、その広告媒体に係る広告の募集要項を作成し、行革担当課長に通知するものとする。

2 前項に規定する募集要項には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

- (1) 広告事業の種別
- (2) 広告媒体の名称及び概要
- (3) 募集する広告の概要(規格、数量、掲載等の期間、広告料等)
- (4) 広告主又は広告の内容、デザイン等に関する条件
- (5) 広告掲載等(広告物の掲出、事業協賛等を含む。以下同じ。)の申込方法、申込期限及び決定に関する事項
- (6) 担当者の所属及び連絡先
- (7) 岬町道路占用料徴収条例(昭和31年岬町条例第12号)、岬町都市公園条例(平成12年岬町条例第4号)等の法令に基づく手続が必要な場合は、その内容
- (8) その他広告等の募集に関し必要な事項

(広告等の募集)

第3 広告等の募集(以下「募集」という。)は、実施部局長等が広告媒体ごとに随時行うものとする。なお、実施部局長等が必要と認めるときは、行政改革担当課に協力を求めることができるものとする。

2 募集は、原則として公募により行うものとする。

3 実施部局長等は、町ホームページ及び広報印刷物等により直接募集するほか、広告代理店等を通じて募集することができるものとする。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者に管理を行わせる施設については、実施部局長等が認めるときは、指定管理者が募集することができるものとする。

(広告掲載等の申込み)

第4 実施部局長等が直接募集する広告等への掲載希望者は、広告掲載等申込書を、郵送、ファクシミリ又は電子メール等により、指定する期間内に、当該実施部局長等に提出するものとする。

(広告掲載等の決定)

第5 実施部局長等は、前条の規定により広告掲載等の申込みがあったときは、実施要綱、掲載等基準及び募集要項に定めた条件に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 募集した数を超えて申込みがあった場合は、広告料の総額が高い順位により決定するものとする。この場合、同順位のものの中では、次の広告を優先することとする。

(1) 町内産業の育成、町産品の販売促進、観光振興その他の町内地域経済の活性化に資すると認められるものであって、町内に事業所等を有するものを第一順位とする。

(2) 大阪府内に事業所等を有するものを第二順位とする。

(3) 前二号に掲げる以外のものを第三順位とする。

3 前項の規定にかかわらず、順位の決定方法について募集要項にあらかじめ規定した場合は、その規定を優先するものとする。

4 実施部局長等は、広告掲載等の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、当該申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6 実施部局長等は、広告等の掲載を可とした申込者(以下「広告主」という。)と、原則として、当該広告事業の仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。

ただし、広告掲載料が少額であって、かつ、当該広告事業の履行に差し支えがないと実施部局長等が認める場合、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した承諾書又は請書の提出を求めることに代えることができるものとする。

2 前項の規定による契約書には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

(1) 契約の名称(広告事業の種別及び広告媒体の名称)

(2) 契約金額(広告掲載料)及びその納付に関する事項

(3) 契約保証金に関する事項

(4) 広告等の仕様(広告の内容及びデザイン等に関する条件、広告原稿の形態等)

(5) 広告原稿等の納入場所及び納入期限

(6) 履行遅滞又は不履行の場合の取扱い

(7) 広告に関する責任の所在及び紛争が生じた場合の解決方法

(8) 契約解除に関する事項

(9) その他、広告事業の実施に関し必要な事項

(広告掲載料)

第7 広告掲載料については、別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を実施部局長等の指定する期日までに納付するものとする。

3 広告主は、前項に定める期日までに広告掲載料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、年5%に相当する違約金を支払わなければならない。

(広告の規格)

第 8 広告の規格については、広告媒体の種別、規格等に応じて、実施部局長等が別に定める。

(広告の作成等)

第 9 広告は、原則として広告主が自らの責任及び負担において作成し、実施部局長等が定める期日までに、指定する形式で、指定する場所に提出するものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を作成するに当たっては、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、あるいは町及び広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう、必ず実施部局長等と協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第 10 実施部局長等は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱、掲載基準及びその他の規定に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その修正を求めることができるものとする。

2 前項の場合において、広告内容等の修正に要する費用は、広告主の負担とする。

(契約の解除)

第 11 実施部局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、当該契約を解除することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 第 9 第 2 項又は第 10 の規定による広告内容又はデザイン等の修正を、広告主が行わないとき。

2 実施部局長等は、前項に規定するもののほか、広告の掲載等を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。

3 実施部局長等は、前 2 項の規定により広告の掲載等を取り消したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

4 広告主は、第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除されたときは、その解除の理由が町の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲載料 (広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額) の 10 % に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 12 広告主は、自己の都合により、広告の掲載等を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載等を取り下げるときは、書面により実施部局長等に申し出なければならない。

3 広告主は、第 1 項の規定により広告の掲載等を取り下げた場合は、広告掲載料 (広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額) の 10 % に相当する額を

違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第 1 3 町は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載等を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲載を取り消した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降分の納付済月額額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第 1 4 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(事故責任)

第 1 5 広告主は、町の土地、建物及び工作物等(以下「施設等」という。)に広告物を設置する場合は、当該施設等の利用者の安全確保に十分配慮するものとする。

2 広告主は、広告物の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、自らの責任及び負担において補償するものとする。ただし、当該事故の発生が町の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(広告代理店等を通じて募集する場合の取扱い)

第 1 6 第 3 第 3 項の規定により広告代理店等を通じて募集する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第 4 から第 6 まで及び第 1 2 の規定については、町が当該代理店等と協議して定める。
- (2) 第 7 第 2 項及び第 3 項、第 9 から第 1 1 まで、第 1 3 並びに 1 5 の規定については、「広告主」を「広告代理店等」と読み替え準用する。
- (3) 第 1 4 の規定については、広告代理店等が広告主に誓約させるとともに、その履行を保証するものとする。

(指定管理者が募集する場合の取扱い)

第 1 7 第 3 第 4 項の規定により指定管理者が募集する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第 4 から第 9 まで及び第 1 2 の規定については、実施部局長等が指定管理者と協議して定める。ただし、第 4 の規定する広告掲載等申込書を指定管理者が別に定める方法により、当該指定管理者に提出することができる。この場合、申込を受けた指定管理者は、当該実施部局長等に広報掲載等申込書を提出するものとする。

(2) 第7第2項及び第3項、第9から第11まで、第13並びに第15の規定については、「広告主」を「指定管理者」と読み替え準用する。

(3) 第14の規定については、指定管理者が広告主に誓約させるとともに、その履行を保証するものとする。

(個別の取扱い)

第18 この要領に規定するもののほか、個別の広告事業の性質に応じて、広告等の内容及びデザイン等に関する戸別の取扱いが必要な場合は、合理的な範囲で別途取扱いを作成することができる。

(裁判管轄)

第19 広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、大阪地方裁判所岸和田支部をその管轄裁判所とする。

(その他)

第20 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、実施部局長等と広告主双方が協議して解決するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前になされた岬町印刷物等広告掲載取扱要綱(平成18年岬町訓令第2号)及び岬町ホームページ広告掲載取扱要領(平成18年岬町訓令第3号)による広告の取扱いは、この要領の規定に関わらず、なお従前の例による。